

# 災害に強い施設園芸づくりに関する協定書

## (趣旨)

第1条 台風、大雪などの自然災害が多発する中で、災害に強い施設園芸づくりに向けて、農業用ハウスの補強や保守管理の徹底、園芸施設共済への集団での加入を進めるため、一般社団法人日本施設園芸協会（以下「甲」という。）と農林水産省（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

## (連携)

第2条 甲と乙は、災害に強い施設園芸づくりに関係者と連携して取り組むものとする。

## (甲の取組)

第3条 甲は、甲の会員に対し、農業用ハウス購入者に対する園芸施設共済又は保険への加入の奨励及び農業用ハウスの適切な補強・保守管理等の徹底の助言並びに農業用ハウスの設置状況等の農業共済組合等への情報提供を行うよう奨励する。

## (乙の取組)

第4条 乙は、甲の協力の下、甲の会員に対して災害に強い施設園芸づくりの取組状況及び災害が発生した場合の被害状況並びに支援策等の情報提供を行うとともに、園芸施設共済に関する情報提供及び講師派遣等の支援を行う。

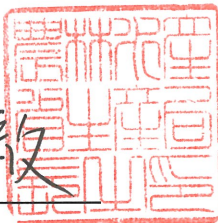
以上を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印の上、甲1通乙2通を保有するものとする。

令和元年5月28日

甲 東京都中央区東日本橋3-6-17 山一ビル4F  
一般社団法人日本施設園芸協会

会長 鈴木秀典 

乙 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
農林水産省

生産局長 枝元真徹 

経営局長 大澤誠 